



国自情第60号の3
令和2年7月14日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
自動車情報課長



自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

今般、標記について別添1のとおりとするよう運輸支局等に通知いたしましたので、この旨傘下会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

令和2年7月豪雨による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日が告示（令和2年国土交通省告示第736号）で指定されたことに鑑み、「自動車保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成3年6月25日付け地管第54号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、自動車登録申請に添付する書面の有効期間について、特例として下記の取扱いとするので、管内の運輸支局等へ遺漏なきよう周知されたい。

記

1. 対象者

登録の申請をする者のうち、以下（1）又は（2）に該当する者を対象とする。

- （1）特定被災地域内（※1）に住所を有する自動車の所有者又は使用者
- （2）特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者

※1 令和2年7月豪雨による災害について、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域。

2. 延長後の満了日

- （1）自動車の保管場所を確保していることを証する書面の有効期間について
特定非常災害発生日前概ね1ヶ月（※2）以内（令和2年5月25日から令和2年7月3日）に発行されたものについては、令和2年12月28日をもって満了するものとする。